



No. 67

昭和41年4月25日  
(別紙)

行会集 度 村 庁  
度 集 集 集 集  
重 編 報 課  
三 重 廣

昭和四十一年三月二十九日  
三重県度会村長 大野真資

度会村職員住宅手当支給条例の一部を改  
正する条例

「四百円」を、「四百五十円」に、「四百  
五十円」を「五百円」に改める。  
附 則  
この条例は、昭和四十一年四月一日から  
施行する。

# 目次

## 条 例

- 度会村区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八号)
- 度会村職員住宅手当支給条例の一部を改正する条例 (条例第九号)
- 度会村職員給与条例の一部を改正する条例 (条例第十号)
- 度会村医師手当支給条例 (条例第十一号)
- 度会村接種検診手当支給条例 (条例第十二号)
- 度会村立学校給食センター条例 (条例第十三号)
- 度会村職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第十四号)
- 度会村立学校給食員の給与に関する条例 (条例第十五号)
- 度会村立学校用務員等定数条例 (条例第十六号)

○度会村医師手当支給条例の一部を改正する条例 (条例第十七号)

○度会村学校医及び学校歯科医設置条例 (条例第十八号)

度会村条例第八号

度会村区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例  
右公布する  
昭和四十一年三月二十九日  
三重県度会村長 大野真資

度会村区事務費補助に関する条例 (昭和三十八年度会村条例第二十八号) の一部を次のように改正する。  
第二条中「金四十万円を」「金四十五万円」に改める。

附 則  
この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

度会村条例第九号  
度会村職員住宅手当支給条例の一部を改正する条例  
右公布する

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二号第一号中「一般行政並びに」を削る。

附 則  
この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

度会村条例第十号

度会村職員給与条例の一部を改正する条例  
右公布する  
昭和四十一年三月二十九日  
三重県度会村長 大野真資

度会村職員給与条例の一部を改正する条例 (昭和三十一年度会村条例第九号) の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「六キロメートル (実測)」を「五、五キロメートル (実測)」に改め、同条第二項ただし書中「九百円をこえるときは、九百円」を「千円をこえるときは、その額と千円との差額の二分の一の額 (その二分の一の額が五百円をこえるときは、五百円) を千円に加算した額」に改め、同項及び同条第三項中

「四百円」を、「四百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改める。  
附 則  
この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

度会村条例第十一号

度会村医師手当支給条例  
右公布する  
昭和四十一年三月二十九日  
三重県度会村長 大野真資

第一条 この条例は、度会村教育委員会所属の学校医及び学校歯科医に支給する手当について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 手当の額は、別表第一及び別表第二に定める額とする。

2 手当は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数標準に関する法律 (昭和三十三年法律第十六号) の規定による児童生徒数に基づく。(就学時前の健康診断の対象者を含む。)

第三条 前条の手当の支給方法については度会村報酬および費用弁償等に関する条例 (昭和三十六年度会村条例第十号) の規定を準用する。

第四条 学校医及び学校歯科医が業務に従事するための医師の診療所と当該学校との間の往復については、村公用車を使用するものとする。ただし、診療所と学校との間の距離が一キロメートル未満の場合



合は、この例によらない。  
附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年年度から適用する。

別表第一 学校医師の部

種別	対象児童、生徒数	区分	支給額
A	三〇一人より四〇〇人まで	年額	五、六〇〇円
B	二〇一人より三〇〇人まで	年額	四、六〇〇円
C	一〇一人より二〇〇人まで	年額	三、六〇〇円

別表第二 学校歯科医師の部

種別	対象児童、生徒数	区分	支給額
A	三〇一人より四〇〇人まで	年額	四、〇〇〇円
B	二〇一人より三〇〇人まで	年額	三、五〇〇円
C	一〇一人より二〇〇人まで	年額	三、〇〇〇円

度会村条例第十二号

度会村接種検診手当支給条例

右公布する

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村村長 大野 真 資

度会村接種検診手当支給条例

第一条 この条例は、次に掲げる法律の施行に基づく接種等の業務に従事する開業医師に支給する手当について必要な事項を定めることを目的とする。

一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）

二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）

第二条 手当の額は、別表に定める額とす

第三条 開業医師が第一条の業務に従事するため開業医師の診療所と当該検診場所との間の往復については、村公用車を使用するものとする。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

度会村条例第十三号

度会村立学校給食センター条例

例

右公布する

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村村長 大野 真 資

度会村立学校給食センター条例

（設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の規定に基づき、度会村に次の学校給

食センターを設置する。

一名 称 度会村立学校給食センター

二 設置の施設名 度会村立内城田中学校

（職員）

第二条 度会村立学校給食センター（以下「給食センター」という。）には、次の職員を置く。

一 所 長

二 次 長

三 所 員

四 栄養士

五 学校給食員

（事業）

第三条 給食センターは学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第二条に掲げる目的を達成するため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づく学校給食に関する次の事業を行なう。

- 一 庶務、経理その他一般事務に関すること。
- 二 物資の購入に関すること。
- 三 献立作成、調理指導、衛生管理、栄養に関すること。
- 四 調理に関すること。
- 五 輸送に関すること。

（規則への委任）

第四条 この条例の実施に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

別 表

検診の種類	基礎額 指定日一日につき	対象人員	金額
一、結核予防法に基づくツベルクリン反応検査及び予防接種	一、〇〇〇円	三〇一人より四〇〇人まで	五〇〇円
一、痘そう予防接種		二〇一人より三〇〇人まで	四五〇円
一、ジフテリア予防接種		一〇一人より二〇〇人まで	四〇〇円
一、腸チフス予防接種		一〇〇人以下	三五〇円
一、パラチフス予防接種			
一、百日せき予防接種			
一、急性灰白髄炎予防接種			
一、インフルエンザ予防接種			



度会村条例第十四号

度会村職員定数条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村長 大野 真資

度会村職員定数条例の一部を改正する条例

例

度会村職員定数条例（昭和三十年度会村条例第四号）の一部を次のように改正する

第二条第四号を次のように改める。

四 教育委員会及び教育機関の職員

- 公民館長 一人
- 事務職員 二人
- その他の職員 十一人
- 学校給食センター所長 一人
- 学校給食センター次長 一人
- 学校給食センター所員 二人
- 栄養士 一人
- 学校給食員 三人

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

度会村条例第十五号

度会村学校給食員の給与に関する条例

右公布する

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村長 大野 真資

度会村学校給食員の給与に関する条例

第一条 この条例は、度会村立学校給食センター及び小学校の学校給食員（以下「学校給食員」という。）に支給する給料以外の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 学校給食員には給料のほか、扶養手当及び六月及び十二月期末賞与を支給する。

2 前項の期末賞与の額は、六月及び十二月のそれぞれの支給日における給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に次に掲げる月の区分に応ずる割合を乗じて得た額とする。

- 一 六月 百分の百
- 一 十二月 百分の百
- 3 扶養手当の額は、度会村職員給与条例（昭和三十一年度会村条例第九号）第十二条の規定を準用する。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

度会村条例第十六号

度会村立学校用務員等定数条例

右公布する

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村長 大野 真資

度会村教育委員会に

所属する学校の用務員及び学校給食員（以下「用務員等」という。）の定数を定めることを目的とする。

第二条 前条の用務員等の定数は、次に掲げるとおりとする。

学校の種別	定数	
	用務員	学校給食員
小学校	五人	六人
中学校	四人	〇人

第三条 前条に規定する用務員等の学校別の配分は、度会村教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 度会村職員定数条例（昭和三十年度会村条例第四号）第二条第四号中「その他の職員十一人」を「その他の職員五人」に改める。

度会村条例第十七号

度会村医師手当支給条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年四月十九日

三重県度会村長 大野 真資

度会村医師手当支給条例の一部を改正する条例

度会村医師手当支給条例（昭和四十一年度会村条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 学校医の部

学 校 別	会計年度基本年額	上記に対する加算支給額
村立中川小学校	12,000円	一人につき
村立内城田小学校		
村立内城田中学校		
村立小川郷小学校		
村立小川郷中学校		
村立一之瀬小学校	10円	生徒数
村立一之瀬中学校		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

度会村条例第十八号

度会村学校医及び学校歯科医設置条例

右公布する

昭和四十一年四月十九日

三重県度会村長 大野 真資

度会村学校医及び学校歯科医設置条例

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条並びに学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十六条の規定により度会村立学校に学校医及び学校歯科医（以下「学校医」という。）を置く。

第二条 学校医は、必要の都度任命するものとする。

第三条 学校医の任期は、二年とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

